

環境影響評価制度について

1 環境影響評価（アセスメント）制度の目的

道路の整備や発電所の建設などの開発事業による重大な環境影響を防止するため、開発の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果について、市民や自治体などから意見を聴き、それらを踏まえた環境の保全の観点からよりよい事業計画を作るための制度であり、環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにすることを目的としている。

2 根拠法令等

- ・環境影響評価法
- ・電気事業法（発電所建設の場合）
- ・千葉県環境影響評価条例

3 環境影響評価手続

（1）計画段階環境配慮書【図書の縦覧】

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

（2）環境影響評価方法書【図書の縦覧】【説明会の開催】

環境影響評価において、どのような項目において、どのような方法で調査・予測・評価をするかという計画を示した図書。

縦覧、説明会の後、知事等の意見を踏まえて手法を選定し、現地調査・予測・評価に臨む。

（3）調査・予測・評価の実施

一年以上の現地調査（例外あり）・予測・評価を実施し、環境保全のための対策を検討し、この対策が取られた場合における環境影響を総合的に評価する。

(4) 環境影響評価準備書【図書の縦覧】【説明会の開催】

調査・予測・評価終了後、その結果について意見を聴くため、準備書を作成し、知事等に送付する。

準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書となっている。

(5) 環境影響評価書【図書の縦覧】

準備書に対する知事等の意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で作成される図書。

事業者は環境大臣等の意見の内容をよく検討し、必要に応じて見直したうえで評価書を確定する。

評価書が確定したことを公告・縦覧が終わることで環境影響評価手続きは終了する。

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場		
	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha

○港湾計画（*2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上
-----------	--------------------

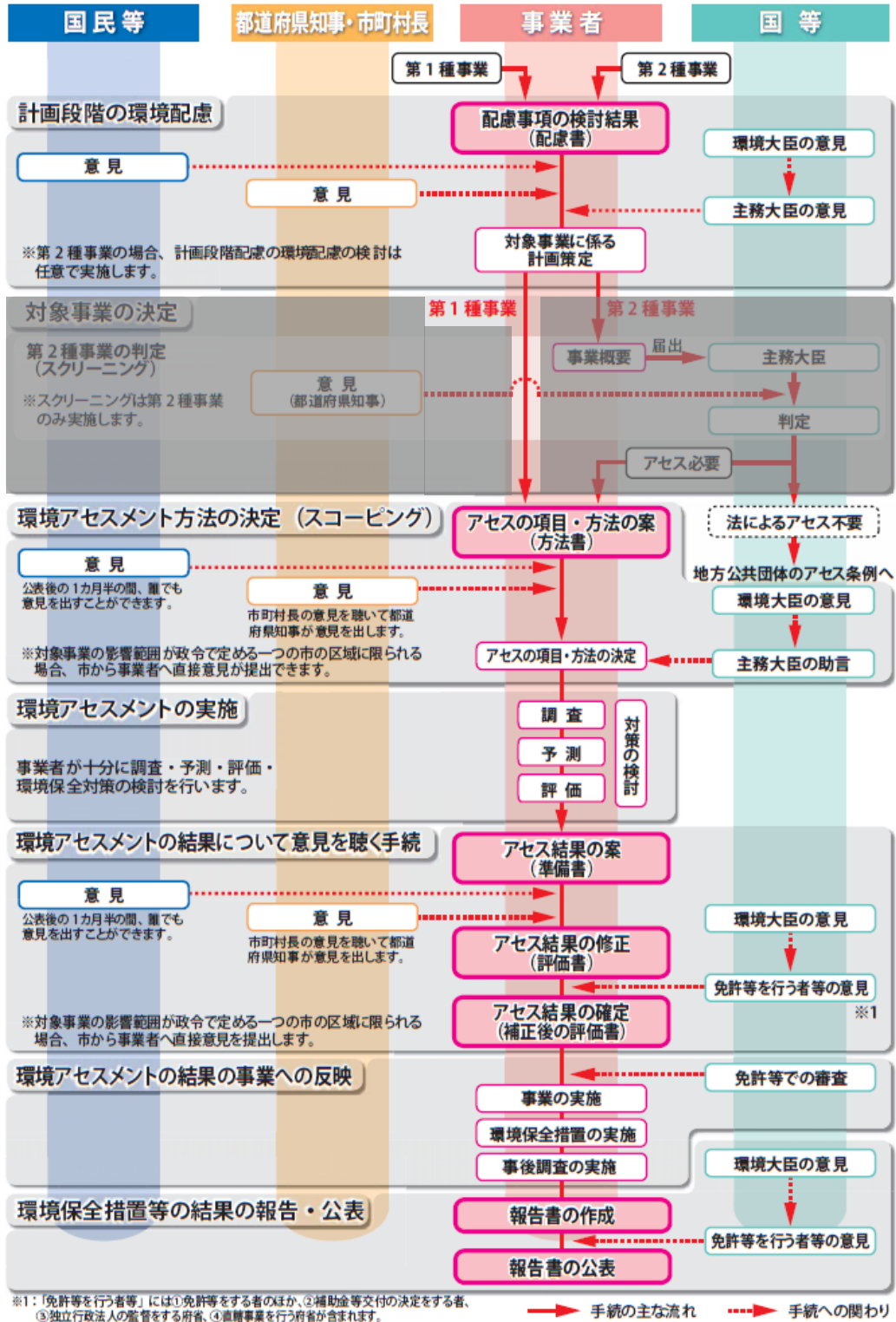
（*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（*2）港湾計画については、港湾環境アセスメント（14 ページ参照）の対象となる。

出典：「環境アセスメント制度のあらまし」環境省 ※一部加工

(4) 環境アセスメントの手続

環境アセスメントの手続の流れ



出典：「環境アセスメント制度のあらまし」環境省 ※一部加工